

## 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事項）

第2条 協議会は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づく連絡調整並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る事項に関する協議及び連絡調整を行うものとする。

### （委員）

第3条 協議会の委員は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第26条第2項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### （臨時委員）

第4条 市長は、特別の事項に関する協議及び連絡調整のため必要があると認めるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に關係のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する協議及び連絡調整が終了したときは、解嘱されるものとする。

### （会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、特別の事項に関する協議及び連絡調整のため、部会を置くことができる。

2 部会は、協議会の委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、協議及び連絡調整の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に關係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(秘密保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年10月 日から施行する。